

第20回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成16年12月10日(金) 13時05分～13時45分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委 員) 栗林会長、田中委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 松本人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

会 長 只今より第20回自衛隊員倫理審査会を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

(2) 第19回自衛隊員倫理審査会議事録について

会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。一番目は第19回自衛隊員倫理審査会議事録について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課服務企画室長 第19回の自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、第18回自衛隊員倫理審査会議事録の審査、平成16年度第1四半期の贈与等報告書、平成15年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について、自衛隊員倫理規程の一部改正について、最後に議題等の議決でございます。

第19回自衛隊員倫理審査会でご質問がありました件につきましてご説明させていただきます。

一つ目は、一般職において贈与等報告を行っている職員の割合についてのご質問でございますが、国家公務員倫理審査会事務局に確認したところ、贈与等報告を行った職員数については特に把握していないとのことでした。参考までに申し上げますと、一般職の国家公務員のうち贈与等報告義務のある本省課長補佐から平成15年度に提出された贈与等報告書の総数は、16,396件でございます。防衛庁につきましては、前回の会合でもご説明させていただきましたが、部員級以上の自衛隊員から提出された贈与等報告書の総数は、848件でございます。

二つ目は、倫理審査会において各種報告書の審査を行った結果、国民の疑惑や不信を招くようなものがあつた場合に、倫理法上どのような処置がなされるのかというご質問につきまして、補足説明させていただきます。

倫理審査会が各種報告書の審査を行った結果、倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、防衛庁長官が倫理審査会に対し調査を行うよう命じ、倫理審査会は調査を行うこととなります。その調査の結果、倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為があつた場合に、防衛庁長官は、倫理審査会の意見を聴いて、倫理法又は倫理法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令に定められた基準に基づき、懲戒処分を行うこととなります。

以上でございます。

会 長 それでは「第19回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議します。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 贈与等報告書の審査について

会 長 続いて二番目の議題、平成16年度第2四半期の贈与等報告書の審査を行います。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出した平成16年度第2四半期の贈与等報告書について、当審査会が審査を行うものであります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課サービス企画室長 それでは、平成16年度第2四半期の贈与等報告書についてご説明させていただきます。お手元でございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。この資料に従って全体の状況をご説明させていただきます。

平成16年度第2四半期の報告件数は172件でございます。前年同期平成15年度第2四半期と比較しますと、31件の減少となっております。

前年同期との主な相違点は、著述、講演等及びテレビ出演等に対する謝礼関係が減少しています。各年度におきましても、年間通して第2四半期については減少している状況にあります。

機関別の傾向としましては、報告書の提出が多い機関は軒並み減少していますが、技術研究本部は、前年同期から9件の増加となっております。組織として多い機関は、陸上自衛隊、防衛研究所の順となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

それでは、平成16年度第2四半期の贈与等報告書について個別にご説明させていただきます。

まず賞金の贈与でございます。

1番、2番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文と写真作品を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

次に有価証券の贈与でございます。

3番、4番は、産経新聞社が主催する「第3回国民の自衛官」を受賞した隊員が、副賞として商品券を受領したものです。

5番から20番は、横須賀市の外郭団体が主催するコンサートへ等の招待券を横須賀市から贈与されたものでございます。

次に無償の役務提供でございます。

21番は、防衛庁が所管する法人が主催する研修会に、同法人負担により受講したものでございます。

次に著述に対する謝礼でございます。

22番から34番は、部外の私的サークルが発行しています研究誌への原稿執筆

35番から93番は、部内の私的サークルが発行しています機関誌への原稿執筆

94番から103番は、防衛庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

104番、105番は、各種法人が発行する機関誌への原稿執筆
106番から115番は、新聞社又は通信社からの依頼による原稿執筆
116番から118番は、出版社からの依頼による原稿執筆
119番、120番は、学会等が発行する学会誌等への原稿執筆

次に著述による印税でございます。

121番から128番は、それぞれ出版された書籍の印税でございます。

次に講演に対する謝礼でございます。

129番、130番は、官庁等からの依頼による講演
131番から141番は、各種法人からの依頼による講演
142番は、新聞社からの依頼による講演
143番、144番は、大学、学会からの依頼による講演
145番から153番は、医療関係の学会、企業、医師会等からの依頼による講演

なお、148番から152番につきましては、学会又は医師会からの依頼により講演等を行ったものですが、報酬の支払いは、協賛している製薬会社が支払ったものであり、依頼及び支払いの事実に基づき、報告書に記載しています。

154番から165番は、ボランティア団体、自衛隊協力団体、親睦団体等からの依頼による講演

次にテレビ出演に対する謝礼でございます。

166番から169番は、報道機関からの依頼によるテレビ出演に対する謝礼

次に新聞へのコメントに対する謝礼でございます。

170番は、新聞社からの依頼によるコメントに対する謝礼

最後の171番、172番は、書籍の印税でございますが、この2件は、印税の支払日が4月と5月であることから、本来であれば平成16年度第1四半期分でご報告しなければならないものですが、報告者が贈与等報告書の提出を失念したことにより、提出期限内に提出されなかったものであります。

本件につきましては、報告者の過失によるものであります。報告書の未提出に気が付いた時点において、速やかに人事担当者に申し出ているなど、悪意がないことから、本人に対し厳重に注意するとともに、再発防止について徹底するように指導するなど、必要な措置を講じているということをご理解頂きたいと思っております。

平成16年度第2四半期の贈与等報告書は以上でございます。

最後に記載してあります防衛施設庁長官の著述による印税につきましては、本年6月の倫理審査会でもご議論いただきましたが、防衛施設庁長官が、旧自治省の職員時代に執筆した「自治体経営辞典」の印税であり、これは、贈与等報告の対象となる、事業者と隊員の職務との関係に基づく人的役務に対する報酬に該当しないため、贈与等報告書を提出する必要はないのですが、事業者からの報酬の支払の事実がございますので、参考までにご紹介させていただいたものでございます。

以上でございます。

会長 それでは贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 148番から153番までにつきましては、医師会あるいは学会などからの依頼によって行われた講演等に対して、その報酬が製薬会社から支払われたという事実を記載されたと思うのですが、153番の製薬会社からの依頼による講演に対して製薬会社から報酬を受けとったと記載されている報告書について、報告された隊員と製薬会社との関係について説明をお願いします。

人事第一課長 153番につきましては、隊員はこの製薬会社の医薬品の調達要求元であることから利害関係にあるのですが、講演の依頼を受けた際に、倫理管理官である所属長に事前に許可を取っております。なおかつ、報酬につきましても、利害関係者から報酬を受けとることができる基準額である1時間で2万円となっております。

委員 分かりました。

会長 その他にご質問はありますか。特にないようでしたら、平成16年度第2四半期の贈与等報告書の審査を以上といたします。

(4) 議題の議決等について

会長 それでは、本日審議されました「第19回自衛隊員倫理審査会議事録」、「贈与等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きたいと思います。

会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。